

学校法人金沢医科大学利益相反マネジメントポリシー

平成19年11月1日制定

1. 目的

学校法人金沢医科大学（以下「本学」という。）は、社会貢献を建学の精神の一つに掲げ、積極的に取り組んでいる。具体的には、個々の教職員等の弛まぬ努力によって生み出される研究成果を、主に学術論文、学会発表、著作、企業等との共同研究等を通じて社会に還元している。また、産学官連携活動を積極的に推進し、地域社会へ研究の成果を還元するべく取り組んでいる。本ポリシーの目的は、利益相反の疑義を防止することにより、社会からの信頼を維持し、産学官連携活動を効果的に推進する環境を整備することである。

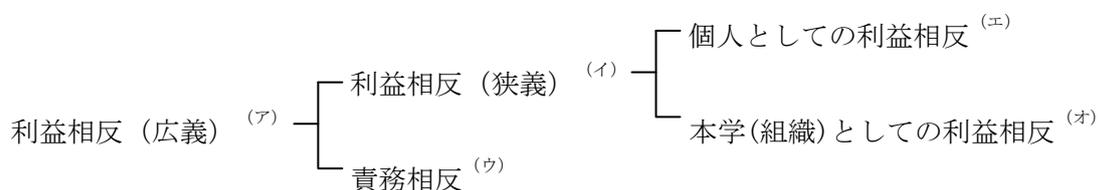
なお、臨床研究及び臨床試験における利益相反への対応については別に定めることとする。

2. ポリシーの対象者

このポリシーの対象者は、本学の役員、職員、学生並びにその他任用にあたって職務発明等につき契約がなされている者（以下「教職員等」という。）とする。

3. 利益相反の概念

(1) 利益相反の概念を次のように整理する。



ア 広義の利益相反

狭義の利益相反（イ）と責務相反（ウ）の双方を含む概念

イ 狭義の利益相反

教職員等又は本学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という本学における責任が衝突・相反している状況

ウ 責務相反

教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態

エ 個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、教職員等個人が得る利益と教職員等個人の本学における責任との相反

オ 本学（組織）としての利益相反

狭義の利益相反のうち、本学組織が得る利益と本学組織の社会的責任との相反

なお、狭義の利益相反と責務相反の異同としては、どちらも本学における責任の遂行が問題となる点は同じであるが、その要因が「企業等から得る利益」である場合には狭義の利益相反、「企業等に対して負う責任（責務）」である場合には責務相反、と区別する。

4. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 本学が利益相反への対応策を講ずることは、本学の本来の使命たる教育・研究に対する責務が全うされていることを担保し、本学の社会的信頼を維持・確保するとともに、産学官連携の健全な推進を図るために必要不可欠である。
- (2) 社会的な利益が期待できるにもかかわらず不適當な状況に至るおそれがある場合には、社会や本学そして教職員等の正当な利益配分を管理しつつ、関連情報を学内外でできる限り開示することにより透明性を確保し、ひいては国民の疑惑を生じさせないようにする。
- (3) 本学が推進している産学官連携活動の中では、利益相反が日常的に生ずる状況であることを認識し、本学としての対応策を講ずる。
- (4) 本学が利益相反への対応策を講ずることは、本学が教職員等個々人の産学官連携活動に適切に関与することにより、より深刻な事態に陥ることを未然に防止するという、組織としてのリスク管理の一環である。
- (5) 利益相反に関する社会への説明責任を教職員等と本学が適切に分担することにより、教職員等が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備する。
- (6) 学生を産学官連携活動に関与させる場合には、教育指導の観点だけでなく、学生の教育を受ける権利の保障、学生が選択できる自由の確保、といった観点も考慮する。

5. 利益相反マネジメントのための体制整備

本学は、このポリシーの目的を達成するため、利益相反マネジメント規程を制定するなど、組織・体制の整備に努めるものとする。